

日雇派遣の原則禁止について

- 派遣元事業主は、以下の場合を除き、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）について労働者派遣を行ってはならない。

<禁止の例外>

- ① 日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（日雇派遣の例外業務）について派遣する場合
- ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等を派遣する場合（日雇派遣の例外の場合）

① 日雇派遣の例外業務

→以下の業務をいう。

- | | | | |
|------------|--------------|-----------------|------------------------|
| ○ ソフトウェア開発 | ○ ファイリング | ○ 添乗 | ○ 書籍等の制作・編集 |
| ○ 機械設計 | ○ 調査 | ○ 受付・案内 | ○ 広告デザイン |
| ○ 事務用機器操作 | ○ 財務処理 | ○ 研究開発 | ○ OAインストラクション |
| ○ 通訳、翻訳、速記 | ○ 取引文書作成 | ○ 事業の実施体制の企画、立案 | ○ セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 |
| ○ 秘書 | ○ デモンストレーション | | |

② 日雇派遣の例外の場合

→日雇労働者が以下のいずれかに該当する場合をいう。

- 60歳以上の者
- 雇用保険の適用を受けない学生（いわゆる「昼間学生」）
- 副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）
- 主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）